

## 災害復旧工事等に必要作業主任者選任業務一覧表(抜粋版)

(令:労働安全衛生法施行令、安衛則)

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条 同法施行令6条 安衛則16条)	職務根拠
2	安規314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安衛則315
3	安規513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(原動機定格出力7.5kwを超えるもの 支間の斜距離の合計が350m以上のもの 最大使用荷重が200kg以上のもの)	安衛則514
8の2	安規321-3	コンクリート破砕器 作業主任者	技能講習	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安衛則 321-4
9	安規359	地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者	技能講習	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業(技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安衛則 360
10	安規374			土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業(同上)	安衛則 375
14	安規246	型枠支保工組立て等 作業主任者	技能講習	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安衛則 247
15	安規565	足場の組立て等 作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安衛則 566
15-2	安規517-4	建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者	技能講習	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更	安衛則 517-5
15-3	安規517-8	鋼橋架設等 作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安衛則 517-9
15-5	安規517-17	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者	技能講習	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安衛則 517-18
16	安規 517-22	コンクリート橋架設等 作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安衛則 517-23
21	酸欠11	酸素欠乏危険 作業主任者(第1種)	技能講習	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
		酸素欠乏危険 作業主任者(第2種)	技能講習	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
22	有機19	有機溶剤作業主任者	技能講習	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	技能講習	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業、石綿分析用試料等を製造する作業	石綿則20